

茨城県指定障害福祉サービス利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と医療法人社団 聖嶺会（以下「事業者」という。）は、利用者がかさま障がい者サポートセンター（以下「事業所」という。）の提供する障害福祉サービス 自立訓練（機能訓練）を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

【第1条】（契約の目的）

本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨にしたがって利用者の自立と社会参加を促進するために、事業者が利用者に対して必要なサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

【第2条】（契約期間）

本契約の契約期間は、第3条の規定により作成された個別支援計画が終了する日までとします。ただし、原則としてその期間は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定められた利用期間を超えないこととします。

【第3条】（個別支援計画の作成）

事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、利用者支援会議を開いて利用者の個別支援計画を作成します。この個別支援計画については、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも個別支援計画について説明を求め、意見を述べることができます。

【第4条】（サービス内容）

事業者は、前条に定める個別支援計画及び別紙「重要事項説明書」及び「サービス利用説明書」に基づいて、利用者に「自立訓練（機能訓練）」のサービスを提供します。さらに通所が困難な利用者には「訪問リハビリテーション」のサービスを提供します。それらのサービスの内容は下記のとおりです。

- ① 相談・助言
- ② 適切な技術による機能訓練
- ③ 食事
- ④ 健康管理
- ⑤ その他の自立訓練に必要な支援

【第5条】（利用料）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、市町村が定める給付費額及び重要事項説明書に定める所定の利用者負担額（サービス利用説明書に記載）を事業者に支払います。ただし、給付費額については、事業者が市町村から代理して受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、事業者が計算して請求した前号の利用者負担額について、当月分を翌月事業者を支払っていただきます。

【第6条】（事業者の基本的義務）

- 1 （自立などの支援）事業者は、利用者に対し利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点からできる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。
- 2 （利用者の意思等の尊重）事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供します。

【第7条】（事業者の具体的義務）

- 1 （安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- 2 （説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
- 3 （守秘義務）事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 （身体拘束の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 （記録整備保存義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。

【第8条】（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

【第9条】（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 第10条から第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

【第10条】（利用者からの中途解約等）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

【第11条】（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第7条第1項から第5項に定める義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

【第12条】（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- ② 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ③ 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ④ 利用者が連続して3ヵ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は、現に連続して3ヵ月を超えて入院した場合
- ⑤ 利用者が事業所の目的、趣旨に沿わない利用をし、その状況の改善が見込めない場合

【第13条】（サービス利用のキャンセル）

サービス利用のキャンセルについては、原則として利用日の前日午後3時までに申し出ることとします。前日までに申し出のなかった場合、利用者は食費のそれぞれの単価設定額を事業者に支払うものとします。

【第14条】（相談・苦情解決）

- 1 事業者は、利用者及び家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する要望、苦情等に対し、利用者及び家族の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、市町村社会福祉課に苦情を申し立てることも可能です。

【第15条】（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

【第16条】（秘密の保持と個人情報の保護について）

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とします。

2 個人情報の保護について

- ① 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれている記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

3 利用目的

① 利用者へのサービス提供に必要な利用目的

（ア）事業所内部での利用目的

- ◆ 当事業所が利用者等に提供するサービス
- ◆ 当事業に関連する事務
- ◆ サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち、
 - ー 利用日等の管理
 - ー 会計・経理
 - ー 事故等の報告
 - ー 当該利用者の介護・医療サービスの向上

（イ）他事業所等への情報提供を伴う利用目的

- ◆ 当事業所が利用者等に提供するサービスのうち
 - ー 利用者にサービス事業を提供する他のサービス事業者や相談支援事業所、福祉用品業者との連携、照会への回答
 - ー 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ー 家族等への心身の状況説明

- ◆ 障害福祉サービス事業所事務のうち
 - ー審査支払機関へのレセプトの提出
 - ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◆ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ② 上記以外の利用目的
- (ア) 当事業所内部での利用に係る利用目的
- ◆ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ーサービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ー当事業所において行われる事例研究
- (イ) 他事業所等への情報提供に係る利用目的
- ◆ 当事業所の管理業務のうち
 - ー外部監査機関への情報提供
 - ー施設・資格認定機関への情報提供
- (ウ) 当事業所外での事例研究・発表
- ーサービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー自治体や他事業所との連携

※上記のうち、他の介護・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※同意した場合であっても、後日撤回・変更等を行うことが可能です。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者・事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者名 医療法人社団 聖嶺会
かさま障がい者サポートセンター

事業者 住所 茨城県笠間市南小泉977-1

管理者 ⑩

利用者 住所

利用者名 ⑩

茨城県指定障害福祉サービス利用契約重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことなどを説明するものです。

※当事業所での茨城県指定障害福祉サービスの利用は、原則として訓練給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

当事業所は障害福祉サービス 自立訓練（機能訓練）の指定を受けています。

1. サービスを提供する事業者

名 称	医療法人社団 聖嶺会
所 在 地	茨城県笠間市八雲 2-12-14
電 話 番 号	0296-77-7211
代 表 者 氏 名	立川 裕一郎

2. 事業所の概要

事業所の種類	茨城県指定障害福祉サービス 自立訓練（機能訓練）
事業所の目的	別添のとおり
事業所の名称	かさま障がい者サポートセンター
事業所の所在地（電話番号）	茨城県笠間市南小泉 977-1 (TEL 080-8707-6182)
管理者	國谷 伸一（くにや しんいち）
事業所の運営方針	別添のとおり
開設年月日	平成29年11月1日
利用定員	20人
第三者評価	実施していない

3. 営業時間等

（1）事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月～土（年末年始を除く）
営 業 時 間	8：30～17：30

（2）サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～金（年末年始を除く）
サービス提供時間	9：00～16：00

4. 事業所設備等の概要

（1）事業所設備の概要

※当事業所では、設置されている事業所・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により指定障害福祉サービスに設置が義務づけられている事業所・設備です。これらの利用については、本書6「当事業所が提供するサービスと利用料金」に記載されているもののほかに特別にご負担いただく費用はありません。

（2）施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意下さい。

- ① 利用の決まりを守って下さい。
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により、設備などを壊した場合は、修理費等を請求する場合があります。

5. 職員の配置状況

(1) 職種と職員数

(令和7年4月1日)

職 種	常 勤	非常勤	職 務
1. 管理者	1 名		従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
2. サービス管理責任者	1 名 (管理者と兼務)		・ 個別支援計画の作成 ・ 利用申込に係る調整 ・ 従業者等に対する技術指導等のサービスの 内容の管理
3. 看護職員	1 名以上		利用者に対して日常生活上の健康管理およ び療養上の指導
4. 生活支援員	1 名以上		利用者に対して日常生活上の介助、運動指導 の補助、送迎を行う
5. 理学療法士	1 名以上		利用者に対し社会復帰等目標達成に必要な 機能の訓練を行う
6. 作業療法士	1 名以上		利用者に対し社会復帰等目標達成に必要な 機能の訓練を行う
8. 言語聴覚士	1 名以上		利用者に対し社会復帰等目標達成に必要な 機能の訓練を行う
7. 訪問訓練員		1 名	通所が困難な利用者に対して自宅を訪問し 訓練を行う
8. 調理員	5 名以上		利用者に対する食事の調理・準備を行う

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。これについては、指定基準を遵守しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- ① 訓練等給付費から給付されるサービス
 - ② 利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス[①以外のサービス]
- があります。

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、食費を除き、9割が給付費の給付対象になります。事業者が支援費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担。個別減免制度あり)。

なお、訓練等給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合、(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

ご負担いただく金額については、市町村が発行する給付費受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費といたします。

〈サービスの概要〉

① 日常生活の支援

i 食事の提供

- ・栄養、身体状況を考慮した食事の提供を行います。

昼食（１２：００～）

② 医療及び健康管理

i 医 療

- ・利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、主に下記の隣接の医療機関において受診・治療を受けることができます。

立川記念病院 笠間市八雲２－１２－１４ ０２９６－７７－７２１１（代）

- ・ご利用者様の疾病や障害の状態について確認させて頂くため、事前に診療情報提供書、あるいは健康診断書の提出をお願い致します。上記の書類がない場合は、かかりつけ医で健康診断を受け、ご提出下さい。

ii 服 薬

- ・自己管理が原則ですが、未自立の方には服薬援助も行います。

iii 通院と処置

- ・簡単な処置は看護師が行いますが、医師の診察や治療を必要とする場合は、原則的には個人での通院となります。

③ 社会的活動の支援

i 機能訓練

- ・地域において自立した社会生活を送るための身体機能向上訓練を行います。

ii その他

④ 相談援助

- ・訓練指導について、復職について等の相談援助要請に応えます。

〈 利用者負担額 〉

① 基本サービス単位数表（笠間市の1単位の単価は10.18円）

	単位数	利用料	利用者負担額
自立訓練（機能訓練）	819 単位/日	8,337 円/日	833 円/日

② 加算単位数

加算種類	内容	単位数	利用料	利用者負担額
リハビリテーション加算Ⅰ	専門職により、リハビリテーション実施計画を作成し、自立訓練（機能訓練）を行う	48 単位/日	488 円/日	48 円/日
福祉専門職配置等加算Ⅰ	生活支援員の常勤配置	15 単位/日	150 円/日	15 円/日
就労移行支援体制加算	自立訓練を受けた後、就労し、就労継続期間が6月以上の者が前年度1名以上いる場合（当事業所は3名）	171 単位/日	1,740 円/日	174 円/日
初期加算	センター利用開始日より30日間	30 単位/日	305 円/日	30 円/日
訪問訓練（1時間未満）	訪問訓練を利用した時の費用	265 単位/日	2,697 円/日	269 円/日
食事提供体制加算	食事提供体制加算対象の場合	30 単位/回	305 円/回	30 円/回
送迎加算（片道）	送迎を利用	10 単位/回	101 円/回	10 円/回
欠席時対応加算 （最大月4回）	利用予定がある日に急病等によるキャンセルに対して、連絡調整や相談援助を行った場合	94 単位/回	956 円/回	95 円/回
障害福祉サービスの 体験利用支援加算Ⅰ	サービス体験利用時に同行して支援を行い、情報共有や連絡調整をした場合	500 単位/日	5,090 円/日	509 円/日
障害福祉サービスの 体験利用支援加算Ⅱ	サービス体験利用時に同行して支援を行い、情報共有や連絡調整をした場合	250 単位/日	2,545 円/日	254 円/日
福祉・介護職員等 処遇改善加算	国が定めた制度で、福祉・介護職員等の賃金改善と雇用の安定を目的とする費用	所得単位数（1か月）×13.4%		

（2）訪問による機能訓練（自立訓練）に要する交通費

第12条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問による機能訓練に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- ① 事業所から15キロメートル未満 0円
- ② 事業所から15キロメートル以上 1回（片道）につき1000円

(3) 送迎サービスの提供に係る費用

- ① 事業所から 15 キロメートル未満 0 円
- ② 事業所から 15 キロメートル以上 1 回（片道）につき 1000 円

(4) 当事業所における食費

食材料費として利用者負担額 1 食につき、令和 2 年 4 月より 1 6 0 円支払いを行う。

令和 2 年 4 月～ 1 食につき 4 6 0 円（利用者負担額 1 6 0 円）

(5) 日用品費

絆創膏等の医療ケア用品や事業所主催のイベント費として利用者から徴収するものとする。

令和 6 年 5 月～ 1 月につき 2 0 0 円

(6) 利用者負担の減免について

〈定率負担〉

○下表のように、所得に応じて 4 区分の月額負担上限が設定されています。

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0 円
一般 1	市町村民税非課税世帯（所得割 1 6 万円 ^(注2) 未満） ※入所施設利用者（2 0 歳以上）、グループホーム・ ケアホーム利用者を除きます ^(注3) 。	9, 3 0 0 円
一般 2	上記以外	3 7, 2 0 0 円

※ それぞれの負担上限額については受給者証に記載されています。

※ 就労継続支援 A 型事業利用者のうち雇用関係のある者は、利用者負担が免除されます。

(注 1) 3 人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 3 0 0 万円以下の世帯が対象となります。

(注 2) 収入が概ね 6 0 0 万円以下の世帯が対象になります。

(注 3) 入所施設利用者（2 0 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

(7) 訓練等給付費の対象外のサービス

給付費から支給されない日常生活上の諸費用（特定日常生活費）については、給付費の対象とならないため利用者にご負担していただきます。

(8) 利用料金の支払方法（契約書第 5 条参照）

給付費に係る利用者負担額は、定率負担・実費負担共に 1 ヶ月毎に計算し、納付書によりご請求いたしますので、利用者は事業者にご請求料金を支払っていただきます。

7. 苦情の受付について（契約書第16条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

事業所利用上でのクレームや相談は、いつでも身近な職員にお話してかまいませんが、それが困難な場合等は下記の専用窓口で受け付けます。また苦情受付以外のご意見に関しても、玄関に意見箱を設置しています。

8. 事故発生時の対応

障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合に、県、市町村は、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 リハビリテーション主任 理学療法士 磯部 紀仁

○受付期間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

年 月 日

指定障害福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業所名 かさま障がい者サポートセンター

説明者職氏名印 職 氏名 ㊞

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 ㊞